大山町行財政改革 《第4次集中改革プラン》

(平成28年度~平成31年度)



大 山 町

平成27年12月

		基本施策		主民と りまち			②効率的・効果的な				③持続可能な 財政運営の確立			
	《 目 次 》 ▶行財政集中改革プラン	推進項目	住民と行政の役割分担	情報共有の推進	住民参画と協働の推進	地域間連携の活動支援	時代に即応した組織の見直し	施設の統廃合と適正配置	職員数及び給与の適正化	職員の意識改革と能力向上	財政健全化の推進	町有財産の有効活用と適正処	自主財源の確保	財政運営の透明性の確保
	事業名	担当部署										分		
1	事務事業の見直し	総務課	•											
2	住民との協働のための 情報共有の取り組みの推進	企画情報課		•										
3	地域自主組織を通じた 協働の地域づくりの推進	企画情報課 未来づくり戦略室 観光商工課			•	•								
4	各種イベントの自主運営に 向けた取り組み	企画情報課			•		•							
5	未利用(遊休)財産の活用と 処分の推進	総務課						•			•			
6	名和クリーンセンター焼却施設 の延命化事業の推進	住民生活課						•			•			
7	公共下水道施設長寿命化事業 の推進	水道課						•			•			
8	農業集落排水施設長寿命化 事業の推進	水道課						•			•			
9	橋梁の長寿命化修繕計画の実 行	建設課						•			•			
10	職員数の適正化及び 組織・機構の見直し	総務課							•					
	職員給与の適正化	総務課							•					
12	職員の能力向上と人材育成の 推進	総務課								•				
13	民間活力(アウトソーシング)の 活用と推進	総務課									•			
14	地方債残高の抑制	総務課									•			
	各種補助金の見直し	総務課									•			
16	国民健康保険直営診療所の 経営改善	健康対策課									•			
17	夕陽の丘神田のあり方検討並 びに維持管理方法の見直し	観光商工課										•		
18	町税徴収率の向上	税務課 滞納対策室											•	
19	財政状況の透明化の推進	総務課												•

番号 1	事業	名		事務	事業の見	見直し					
担当	部署	·		ž	総務課						
区	分		基本施策			推進項目					
	/1	①住民との協働	のまちづくり		〇住民と行	T政の役割分担					
事業σ.	自的	県からの事務・ が一層高まって このため、既存 政より民間が担 とで、限られた人	職員の削減が継続される中で、平成27年度から地方交付税交付金は縮減が始まり、地方分権による国、 県からの事務・事業の更なる移管も予想され、限られた人員、財源で効率的に事務事業を推進する必要性 が一層高まっている。 このため、既存の事務について、時代の変遷により必要性の薄れた事務、行政が担うべきでない事務、行 政より民間が担った方が効果的な事務を洗い出した上で、事務事業の廃止、民間への移管などを進めるこ とで、限られた人的財政的資源を真に必要とされる行政サービスに資源を集中し、行政サービスの質的向 上を図ることを目的とする。								
現り	等	これまで行政で だ事務事業の見		らのの、今後	の厳しい財	℧状況等にかんがみる	ると、もう一歩踏み込ん				
実施	内 容	行政より民間が 同時に、地域	全ての事務事業について、①時代の変遷により必要性の薄れた事務、②行政が担うべきでない事務、③ 〒政より民間が担った方が相応しい事務を整理する。 同時に、地域自主組織やNPOなど地域づくり団体の活動を支援し、その体制を強化することで、民間が 担った方が相応しい事務については、これらの団体に事務事業を移管もしくは委託する。不要な事務は廃 上する。								
			28年度 29年度 30年度			31年度					
年度毎取	組計画等	計画	事務事業の評価・見 直しを実施。 計画 その結果を翌年度予 算等に反映。 事務事業の評価・直しを実施。 その結果を翌年度予 算等に反映。 算等に反映。 算等に反映。				事務事業の評価・見 直しを実施。 その結果を翌年度予 算等に反映。				
		期待される効果等	限られた人的財政的資源を真に必要とされる行政サービスに資源を集中し、行政サービスの質的向上を図ることで、住民の行政への満足度が向上することが期待される。								
			年度毎耳	[[[]] [[] [[]] [[] [[]] [[] [[]] [[] [[細)						
28年度	事務事	業の評価・見直	しを行い、その結果を翌	星年度予算等	『に反映。						
29年度	29年度 事務事業の評価・見直しを行い、その結果を翌年度予算等に反映。										
30年度 事務事業の評価・見直しを行い、その結果を翌年度予算等に反映。											
31年度 事務事業の評価・見直しを行い、その結果を翌年度予算等に反映。											

番号	2	事業	名		住民との協作	動のため	の情報共	共有の取り組みの	推進		
ŧ	旦当部署		·			企	画情報課				
		分			基本施策			推進項目			
		<i>/</i> J	①住民との	協働	かのまちづくり		○情報共有の推進				
事	業の目	的	住民の方が日ごろ感じている疑問や意見、要望を聞く手段として、町長への手紙、聞く耳ボックス、町ホームページ目安箱などや、各集落などで抱える問題などを直接町長と意見交換をする懇談会を実施するもの。								
現状等			へ町長が出 H25実績 B	i向し 町長・	いて直接意見交換を行 への手紙16件、聞く耳	う「町長のst ボックス11f	集落行政懇 牛、HP目安	手段を取っている。また 談会」などを実施してして 箱75件、集落行政懇談 箱115件、集落行政懇	いる。 炎会1件		
実	施内	容	実績、概要	をホなく、	ームページや広報誌 ⁻ 、その情報を共有し様	で公表するな	などして、当	ዊとして実施している。。 4該個人や実施集落・地 段定することで協働のま	也域だけの問題で留		
				_	28年度	29	- 1	30年度	31年度		
年度領	尋取組 記	十画等	計画		まちづくりに関する様々な 意見、活動の共有化を進 めるため、広聴制度を充 実するとともに広報誌換 Pでの公表や行政情報の 積極的な公開を進めま す。	まちづくりに間意見、活動のめまするというでのいたものでのいながでいたがない。	共有化を進 聴制度を充 に広報誌・H 意見交換へ 行政情報の	まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、広聴制度を充実するとともに広報誌・Hへの反映など、行政情報の積極的な公開を進めます。	まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、ኬ制度を充 実するとともに広報誌・H Pでの公表や意見交換へ の反映など、行政情報の 積極的な公開を進めま す。		
			期待される効果等 住民はじめ、集落、地区と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら協働してまちづくりに取り組むことができる。								
			年度毎取組計画(詳細)								
28:	年度	すると	ともに、実施	方法				に応じて広報誌・HPで 政情報の積極的な公開			
まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、必要に応じて広報誌・HPでの公表やお知らt 29年度 するとともに、実施方法や公表の仕方について検証をしながら、行政情報の積極的な公開と併せて様々なり 会場等での意見交換へ反映していく。											
まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、必要に応じて広報誌・HPでの公表やお知 30年度 するとともに、実施方法や公表の仕方について検証をしながら、行政情報の積極的な公開と併せて様々な 会場等での意見交換へ反映していく。							_				
まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、必要に応じて広報誌・HPでの公表やお知ら 31年度 するとともに、実施方法や公表の仕方について検証をしながら、行政情報の積極的な公開と併せて様々な 会場等での意見交換へ反映していく。							_				

番号	3	事業	名	地域自主	組織を通	じた協働	の地域づくりの推	進				
	担当部	書			企画情報課	未来づくり	戦略室					
		Λ.		基本施策			推進項目					
1	X	分	①住民との協作	動のまちづくり		○住民参画と協働の推進 ○地域間連携の活動支援						
4	事業の目	的	め、概ね旧小学行政運営のあり	急速な人口減少、担い手減少が進行し、集落の自己完結機能が低下することが懸念されている。このため、概ね旧小学校を目安として地域づくりに取り組む「地域自主組織」を設置し、従来のような行政主導の行政運営のあり方から、地域自主組織と行政がそれぞれ担うべき役割を整理し、それぞれの特性を活かしながら協働したまちづくりを進めていく。								
Į	見状	等	旧小学校区ごとに「まちづくり地区会議」から、住民自らの手で実行する「地域自主組織」の設立に向けた取り組みを進めている。現在、10地区のうち6地区で地域自主組織が設立されている。									
S. C.	実施 内	容	域自主組織が的、財政的な活	載が設立されていない地 設立されている地区にま f動支援を行う。 主組織がそれぞれの地 んでいく。	いては、組	織が主体的]に地域づくりに取り組ん	んでいただけるよう、人				
				28年度	29	年度	30年度	31年度				
年度	毎取組訂	計画等	計画	①地域自主組織設立 に向けた取り組み ②地域自主組織の活 動支援 ③協働したまちづくり	①地域自主に向けた取 ②地域自主動支援 ③協働した	り組み E組織の活	①地域自主組織の活動支援 ②協働したまちづくり	①地域自主組織の活動支援 ②協働したまちづくり				
			地域づくりの主体が組織化されることで、地区内において様々な団体や集落間の交流・連携が促進され、各地区において地域づくりの取り組みが充実することが期待される。また、これまで行政が担っていた業務を地域自主組織が担うことにより、きめ細やかな行政サービスの提供と経費削減の効果が期待される。									
				年度毎月	[[[]] [[] [[] [[]] [[] [[]] [[] [[]] [[] [[羊細)						
28	3年度	·組織 ②地域 ·組織 ③協働	t設立に向けた」 自主組織の活動 が主体的に地 したまちづくり	或づくりに取り組んでい <i>?</i>								
・地域自主組織で実施できる業務を担っていただき、行政と住民が協働したまちづくりに取り組む。 ① 地域自主組織設立に向けた取り組み ・引き続き組織設立に向けた取り組みの支援を行う。 ② 地域自主組織の活動支援 ・28年度までの取り組みの検証を行い、引き続き活動支援を行う。 ③ 協働したまちづくり ・地域自主組織で実施できる業務を担っていただき、行政と住民が協働したまちづくりを進める。												
〇地域自主組織の設立に向けた取り組みについては29年度までの成果を核 ①地域自主組織の活動支援 ・引き続き活動支援を行う。 ②協働したまちづくり ・地域自主組織で実施できる業務を担っていただき、行政と住民が協働したま												
31	年度	·30年 ②協働	或自主組織の活動支援 車度までの取り組みの検証を行い、引き続き活動支援を行う。 動したまちづくり に自主組織で実施できる業務を担っていただき、行政と住民が協働したまちづくりを進める。									

番号	4	事業	名		各種イク	ベントの自	主運営	こ向けた取り組み			
扎	旦当部署	E	•			企画情報	課∙観光商	工課			
					基本施策			推進項目			
区	:	分	①住民との	の協働	のまちづくり		〇住民参画	画と協働の推進			
			②効率的・効果的な行政システムの構築 〇時代に即応した組織の見直し								
事	業の目	的	イベントを通じた地域活性化と地域資源のPR								
現	、状	等	「みくりやポートフェスティバル」、「甲川渓流まつり」、「はまなすサイクリング」など行政が事務局を持つ実行委員会等が主催で実施をされているが、イベントの準備や運営には役場職員の協力が多く求められ、自主性の薄らぎが見られる。								
実	施内	容	検討を行いる。 また、あれ	い、実行 oせてa	行委員会や地元住民 <i>の</i>	自主的な遺	運営に向け が	もに、町職員の関わりた た取り組みとなるよう体が り運営の困難なものや3	制の見直しを検討す		
				/	28年度		年度	30年度	31年度		
年度領	尋取組 言	十画等	計画		補助金や運営方法の 点検。自主運営化に 向けた検討。	自主運営に	に向け協議	職員の人的配置無しでの自主運営化			
			期待される	イベントのあり方を検証し自主運営を推進するとともに、効果の期待できないものは見直し を行う。							
			年度毎取組計画(詳細)								
28	年度	各イベ	ントの運営	や事業	美効果を検証し今後の?	在り方につい	いての検討る	を行う。			
294	年度	関係団体と自主運営に向けた協議。									
30年度 職員の人的配置無しでの自主運営化。											
314	31年度										

番号 5	事業	4名	未利用	(遊休)則	オ産の活	用と処分の推進				
担当	部署				総務課					
			基本施策			推進項目				
区	分	②効率的・効果	的な行政システムの構	築	〇施設の紛	充廃合と適正配置				
		③持続可能な即	③持続可能な財産運営の確立 〇町有財産の有効活用と適正処分							
事業の	目的	維持管理経費削減、歳入確保の一環として、利用していない又は利用予定のない町有財産(土地・建物等)について、計画的な処分、利活用を図る。								
現り	等	行ってきた。	町有地等活用調査特別委員会で、利活用について協議された遊休地について一部売却による処分等を 行ってきた。 また、小学校跡地や保育所統合等により未利用財産が増加しており、有用な活用が必要となっている。							
実施						策定し、公有財産の統 用などの方針を決定し				
			28年度		年度	30年度	31年度			
年度毎取	組計画等	計画	①未利用財産の利活 用策検討 ②住民等への周知等	用策検討・	実施	①未利用財産の利活 用策検討・実施 ②住民等への周知等	用策検討・実施			
		期待される効果等	#れる効果等 維持管理経費の削減・自主財源の確保							
			年度毎耳	枚組計画(詳	(細)					
28年度	売却		促進、住民への周知。	刊活用方針(の検討を行り	ハ、住民等へ周知を図る	5 .			
29年度			促進、住民への周知。 足物について重点的に₹	刊活用方針(の検討を行り	ハ、住民等へ周知を図る	3 .			
30年度 売却可能財産の売却促進、住民への周知。 未利用財産のうち、建物について重点的に利活用方針の検討を行い、住民等へ周知を図る。							3 .			
31年度 売却可能財産の売却促進、住民への周知。 未利用財産のうち、建物について重点的に利活用方針の検討を行い、住民等へ周知を図る。							<u> </u>			

番号	6	事業	:名	名和クリーン	センター	焼却施設	との延命化事業の	推進			
ŧ	旦当部署	F			住月	民生活課					
				基本施策			推進項目				
Z	:	分	②効率的・効果	的な行政システムの構	築	〇施設の総	充廃合と適正配置				
			③持続可能な則	才政運営の確立		〇財政健全化の推進					
事	業の目	的	名和クリーンセンター焼却施設の延命化計画を策定し、延命化を図る								
現	、状	等	平成8年に稼働した名和クリーンセンター焼却施設は20年近<経過しており、毎年点検し劣化の大きな部分 を先行して修繕を行っている。								
実	施内	容	ては、一部(旧 年度末まで継続	合意された鳥取県西部門 中山町分)を米子市に処 でいる方針となった。名れ の投資効果に配慮した修	1理委託を行 ロクリーンセ	いながら、 ンターを43:	名和クリーンセンターで 年度末まで運転すること	での焼却処理を平成43 とを前提として、焼却の			
				28年度	29 ² 修繕工事	F度 30年度 修繕工事		31 年度 修繕工事			
年度領	事取組 言	十画等	計画	延命化計画策定	1011日末人 1241年子 1241年子						
			期待される効果等	焼却の効率化、経費縮減							
				年度毎月	取組計画(詳	細)					
28:	年度	財源対	応を含めた協議	を行い、延命化計画策	定する。						
29年度 延命化計画に基づき、点検結果を確認しながら修繕工事を行う。											
30年度 延命化計画に基づき、点検結果を確認しながら修繕工事を行う。											
31年度 延命化計画に基づき、点検結果を確認しながら修繕工事を行う。											

番号	7	事業	:名		下水道施	設長寿命	化事業の推進				
担	当部署	ŀ				水道課					
				基本施策			推進項目				
区	5	}	②効率的・効果	的な行政システムの構	築	○施設の総	充廃合と適正配置				
			③持続可能な助	政運営の確立		〇財政健全	≧化の推進				
事第	美の目的	钓	長寿命化計画により施設の延命化を図る								
現	状	李	4処理場で汚水 障が増加傾向に		古い施設は明	召和63年か	ら稼働しており、施設の	の老朽化と伴に設備故			
実力	施内名	容		と計画により、大山浄化 用し、財政負担を軽減す		 び逢坂浄化	ーーー センターの施設更新				
				28年度		年度	30年度	31年度			
年度毎	取組計	画等	計画	施設更新工事	施設計	- 争及ひ美	施設更新工事	施設更新工事			
			期待される効果等	きれる効果等 機能保全の確保及び、経費削減							
				年度毎月	取組計画(詳	(細)					
28年	度:	長寿命	化計画による大	山浄化センター施設の	更新工事						
29年	29年度 長寿命化計画による大山浄化センター施設の更新工事 及び、逢坂浄化センターの更新工事の実施設計										
30年度 長寿命化計画による逢坂浄化センター施設の更新工事											
31年度 長寿命化計画による逢坂浄化センター施設の更新工事											

番号	8	事業	4名	農業集	蓬排水施設县	長寿命化事業の推進	進				
担	当部 署	2			水道調	Į.					
				基本施策		推進項	目				
区	;	分	②効率的・効果	りな行政システムの構	(築) 〇施記	と の 統廃合と 適正配置					
			③持続可能な原	材政運営の確立	〇財政	女健全化の推進					
事	業の目	的	農業集落排水処理施設の統廃合及び延命化を図る								
現	状	等	17処理場で汚水処理を行っているが、古い施設は昭和63年から稼働しており、施設の老朽化と伴に設備故障が増加傾向にある								
実	施内	容		と上野福尾地区の処理 用し、財政負担を削減 [、]		による経費の削減及び延	正命化				
				28年度	29年度	30 年度 統廃合工事	31年度 統廃合工事				
年度毎	取組計	十画等	計画	統廃合採択申請	統廃合実施設計						
			期待される効果等	れる効果等 統廃合によるトータルコストの削減							
				年度毎〕	取組計画(詳細)						
28年	F度	国信末	⋷吉地区と上野礼	国尾地区の統廃合採択!	申請						
29年度 国信末吉地区と上野福尾地区の統廃合工事の実施設計											
30年度 国信末吉地区と上野福尾地区の統廃合工事											
31年度 国信末吉地区と上野福尾地区の統廃合工事											

番号	9	事業	名	橋	梁の長寿	命化修綿	計画の実行				
ž	旦当部署					建設課					
				基本施策			推進項目				
Z	ζ.	分	②効率的・効果	的な行政システムの構	築	○施設の紛	茂廃合と適正配置				
			③持続可能な見	オ政運営の確立 		〇財政健全	≧化の推進				
 	業の目	的	橋梁の修繕について、従来の対処療法的な修繕から、予防的な修繕に転換し効率的な補修を行う。								
現	,状	等		する橋梁の内、建設後5 期に集中し莫大な費用							
実	!施内	容	長寿命化修繕	計画に基づき、15m以 <u>-</u>	上の橋梁を	∓間1~2橋	請調査及び修繕を行う。				
				30年度	31年度						
年度領	事取組 言	十画等	計画	点検個所 46か所	点検 35 <i>1</i>	個所 內所	35	35			
			期待される効果等								
			年度毎取組計画(詳細)								
28:	年度	橋梁調]査 1橋 、橋梁	修繕 2橋							
29年度 橋梁調査 1橋 、橋梁修繕 1橋											
30年度 橋梁調査 1橋 、橋梁修繕 1橋											
31年度 橋梁調査 1橋 、橋梁修繕 1橋											

番号	10	事業	名		職員数	の適正化	こ及び組織	載・機構の見直し			
#	担当部署	E					総務課				
	₹	分			基本施策			推進項目			
			②効2	率的・効果	的な行政システムの構	築	〇職員数及び給与の適正化				
事	業の目	的		定員管理適正化計画に基づく計画的な職員数の管理を行う。職員数の減少によっても、良好な行政サービスが提供できるように組織や機構の見直しを行う。							
現	! 状	等	成174	年4月には	国の同じような自治体と 266名の職員数であった 平成27年4月1日の職」	たが、平成2	6年2月に第	3次大山町定員適正化			
実	!施内	容	始まり	リ、職員の記	降急速に職員が退職す 退職と再任用、新規採月 等についても検討を行い	用等、職員数	女の適正化(こ努め、併せて事業の			
					28年度	29年度		30年度	31年度		
年度領	事取組 言	十画等		計画	職員数 211名	職員数 20	4名	職員数 197名	職員数 193名		
			期待される効果等 第3次定員適正化計画の目標である平成30年4月1日現在の職員数を197人とし、人件費の削減に努める								
					年度毎耳	女組計画(討	細)				
28:	年度				、持続的な行政運営を まの見直しをはかり改善		Ş年度3名₹	呈度の職員を採用する。	こととする。		
29	29年度 適正な職員数に近づけ、持続的な行政運営を図るため、各年度3名程度の職員を採用することとする。 併せて随時、組織・機構の見直しをはかり改善を行う。							こととする。			
30年度 適正な職員数に近づけ、持続的な行政運営を図るため、各年度3名程度の職員を採用することとする。 併せて随時、組織・機構の見直しをはかり改善を行う。							こととする。				
31年度 適正な職員数に近づけ、持続的な行政運営を図るため、各年度3名程度の職員を採用することとする。 併せて随時、組織・機構の見直しをはかり改善を行う。							こととする。				

番	号	11	事業	名			職員	給与の適	近正化			
	担	当部	書					総務課				
	区		分			基本施策			推進項目			
			<i>,</i> ,	②効	率的•効果	的な行政システムの構	築	〇職員数及	ひ給与の適正化			
	事	業の目	的		人事院勧告並びに国の給与制度を参考に給与の適正化に努めている。また、人事評価制度を活用し職 員の能力・業績を反映し、住民の理解と支持が得られる給与制度の適正化を図ります。							
	現	状	等	人事院勧告並びに国の給与制度を参考に給与制度の見直しを適時行っている。								
職員の勤務条件については、地方公務員法第24条に基づき国及び他の地方公共団体の職員と 実施内容 ないよう定められている。国の給与制度に従った給与制度とするため、職員組合との交渉を進め 事評価制度による能力、業績を評価するとともに、評価結果をもとに給与・処遇への反映を行う。								交渉を進める。また人				
						28年度		年度	30年度	31年度		
年	度毎	取組	計画等		計画	①人事院勧告による 給与改正 ②人事評価の反映	①人事院額給与改正 ②人事評价		①人事院勧告による 給与改正 ②人事評価の反映	①人事院勧告による 給与改正 ②人事評価の反映		
				期待される効果等 人事評価による人材の育成と給与の適正化								
						年度毎耳	枚組計画(記	羊細) ————				
:	28年	€度				給与制度を参考に給ら 成に努める。	手制度の改	正を実施し、	給与の適正化を図る。			
29年度 人事院勧告並びに国の給与制度を参考に給与制度の改正を実施し、給与の適正化を図る。 人事評価による人材育成に努める。												
30年度 人事院勧告並びに国の給与制度を参考に給与制度の改正を実施し、給与の適正化を図る。 人事評価による人材育成に努める。												
31年度 人事院勧告並びに国の給与制度を参考に給与制度の改正を実施し、給与の適正化を図る。 人事評価による人材育成に努める。												

番号	12 事	集名	鬼 職員の能力向上と人材育成の推進							
担:	当部署				総務課					
区分		基本施策			推進項目					
		②効率的・	効果的な行政システムの構	築	〇職員の意	意識改革と能力向上				
事業	もの目的	運営を進め	が進む一方、自治体の財政 る必要がある。そのために 員を育成する必要がある。	は専門的な						
現	状等	派遣、交流り職員のス	∓に人材育成基本計画を策 を実施している。また、市町 キルアップを図っている。し 務研修なども強化する必要	「村アカデミ - かし、基礎的	-や自治研	修所での研修、内部で	の研修、OJTなどによ			
実が	施 内 容	軟な発想、 また、本町 員を養成す	、基礎的な事務研修、人権	する。 決するため、	政策形成能	能力を持ち、自発的に計	画的に実践していく職			
			28年度	29:	年度	30年度	31年度			
年度毎月	取組計画等	計画	①年間計画の作成 ②研修・派遣の実施 ③研修・派遣の検証・ 再考	①年間計區 ②研修·派 ③研修·派 再考	遣の実施	①年間計画の作成 ②研修・派遣の実施 ③研修・派遣の検証・ 再考	①年間計画の作成 ②研修・派遣の実施 ③研修・派遣の検証・ 再考			
		期待される効果等 職員の能力の向上、意識改革、リーダーの養成、住民サービスの向上								
			年度每1	取組計画(評	細)					
28年		£		-#-	/\$ -t-== .					
	_		「成において、下記の事項を その成果等を十分に分析し				的に派遣しスキルアッ			
29年	1) 耶	ンジする職員の育成とそれを支援する職場づくり。 プロ人材の確保と育成 員としてのプロ意識を備え、高度な専門性を活かして成果を上げることができる 材の育成・確保を図る。								
30年	組 30年 度 30 30年 度 30 30年 度 50 30年 度 50 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30		能力・成果主義に基づく人事管理 織のマネジメント機能を強化し、職員のチャレンジ精神を引き出す。 自立的な能力開発を支援する研修体系の構築 様化する職員の能力開発の要求に対応するための研修制度の構築と事業部門 おける専門的内容の研修の支援。 管理監督者のスキルアップ							
31年	4) 管理監督者のスキルアップ 組織を束ねる管理監督者の研修を行い、職員のモチベーションの向上を図る。 31年度									

番号	13	事業	民間活力(アウトソーシング)の活用と推進							
ŧ	旦当部署	F								
	区分		基本施策			推進項目				
			③持続可能な	財政運営の確立		〇財政健全化の推進				
事	業の目	的	からアウトソー また、アウト	を図り、適切な公共サー シングを行っていく。また ノーシングは単に業務を の創出等の相乗効果もE	こ、コスト削源 民間に委託	を勘案し、	契約期間は可能な限り	複数年契約とする。		
現	状	等	複雑になって	、化を進めていく一方、住きている。こうした状況を には、戦略的にアウトソ と民間スキル(技能)のほ	踏まえ、適り ーシングを彳]な公共サ - テっていくこ	-ビスの提供と新たな行 とが必要となっている。			
実 施 内 容			アウトソーシングの検討にあたっては、まず、事務事業の廃止も含めた必要性を検討したうえで、町接執行しなければならない事務事業と民間でも行える事務事業を精査し、町が直接執行する必要の務事業については、「民間でできることは民間に委ねる」という基本原則のもと、アウトソーシングを積に進める。 また、定員適正化計画とあわせ、民間委託も計画的に進める。 施設については収益性が高いものでないため、維持・管理経費等の削減が主体となり、また建設当目的を損なう施設利用の可能性も懸念されることから、指定管理者制度の導入や委託後もサービスの等を招かぬよう定期的なチェックを行う。					執行する必要のない事 トソーシングを積極的 なり、また建設当初の		
						年度	30年度	31年度		
年度領	再取組 計	十画等	計画	①アウトソーシングの 実施 ②成果、効果等の評 価	①アウトソ- 実施 ②成果、効 価		①アウトソーシングの 実施 ②成果、効果等の評 価	①アウトソーシングの 実施 ②成果、効果等の評 価		
			期待される効果等 コスト削減、雇用の創出、地域の活性化等							
	-			年度毎月	取組計画(計	細)				
28:	年度	再度		実施。 業の廃止も含めた必要性 より発生する成果、効果、		² 価を行う。				
29:	アウトソーシングの実施。 29年度 再度(毎年)事務事業の廃止も含めた必要性を検討。 アウトソーシングにより発生する成果、効果、問題点の評価を行う。									
30:	アウトソーシングの実施。 30年度 再度(毎年)事務事業の廃止も含めた必要性を検討。 アウトソーシングにより発生する成果、効果、問題点の評価を行う。									
31:	アウトソーシングの実施。 31年度 再度(毎年)事務事業の廃止も含めた必要性を検討。 アウトソーシングにより発生する成果、効果、問題点の評価を行う。									

番号	14	事	業名	名 地方債残高の抑制							
ž	担当部署						総務課				
IZ.	区 分				基本施策		推進項目				
			③持	続可能な則	才政運営の確立		〇財政健全	全化の推進			
事	業の	目的	健全	な財政運営	きを安定的、継続的に行	うため、地	方債の残高	の減額に努める。			
現	現状等				現在で、一般会計118 比率は10.8%、経常				昔入現在高となってお		
実	施巾	7 容	る。(f 査し、 ま/	建全で継続 、借入を行った こ、計画的な	ら普通交付税の合併算 的な財政運営を図るた 5場合には、交付税措置 な借入の実施に努め、3 「償還を適宜実施し、地	めには特に 置等が有利を 安易に地方の	新規事業の な地方債の 責に依存した)実施にあたっては、そ 選択を行う。 た事業実施を行わない	の必要性、優先性を精 。		
							年度	30年度	31年度		
年度旬	車取 組	l計画等	ş	計画	晋通会計 110億円	晋通会計	普通会計 101億円	晋通会計 96億円			
			期待	期待される効果等 公債費の抑制・財政の健全化							
			.		年度毎耳	攻組計画(討	羊細)				
284	年度										
			防災無線のデジタル化、橋梁の架け替え、県営畑総事業など大規模な事業の実施が予定されているが、将来負 団の適正化を考え、以下のことを基本とし取り組む。								
294	年度	①町	過止化を考え、以下のことを基本とし取り組む。 債残高を減少させるため、新規発行額をその年度の元金償還額未満に抑制する。								
			別財政状況、金利動向等の情報収集に努め、総合的負担、単年度負担の双方のバランスに留意し、発行条件(据量年数、償還年数)を適切に設定し、公債費償還が限られた年度に集中しないようにする。								
304	20Æ E		③合併特例事業債、過疎・辺地事業債などの交付税算入率の高い地方債を有効に活用し、算入率の低い地方債 Э発行を抑制する。								
		4 3.	5%以	上5%未満	の町債についても適宜	繰り上げ償	還を行い、起	起債償還に係る軽減を	図る。		
314	31年度										

番号	15	事業	各種補助金の見直し							
担当部署総務課										
lz.	区分			基本施策		推進項目				
	•	<i>/</i> J	③持続可能な	財政運営の確立		〇財政健全化の推進				
事	業の目	的		的な活動を行う団体や行 国人、団体などの自立を						
現状等			第1次、第2次、 費用対効果の により決算状況	平成17年の合併においては、事務事業の調整により補助金について、廃止を含め見直しを行い合併後も第1次、第2次、第3次集中改革プランにおいて補助金の見直しを行っている。補助金の財源は税金であり、費用対効果の明確化、使途の透明性が強く求められている。補助金の配分にあたっては実績報告書などにより決算状況を的確に把握し、補助金の必要性など勘案しながら配分を行っており、今後も見直しを適宜行い効果的・効率的な配分を行う。						
実	上施 内	容	性、公益性、平	分にあたっては、補助金 等性を基本とし、交付基 効果的・効率的に機能す	と 準を明確に	し配分を行				
				28年度	29年度		30年度	31年度		
年度包	事取組 言	计画等	計画	①事業の必要性、公益性、効果及び対象者の適格性の検証 ②翌年度予算への反映	①事業の必益性、効果 者の適格性 ②翌年度予映	及び対象 の検証	①事業の必要性、公 益性、効果及び対象 者の適格性の検証 ②翌年度予算への反映	①事業の必要性、公 益性、効果及び対象 者の適格性の検証 ②翌年度予算への反映		
			期待される効果等公正・公平性の確保、住民への支援、自立の促進							
				年度毎I	D組計画(計	細)				
28:	年度		の補助金につい 予算に反映させ	ヽて、事業の必要性、公査 ・る。	益性、効果の	び対象者の	の適格性を毎年度、実績	漬報告書等で・精査を		
29:	29年度 各所の補助金について、事業の必要性、公益性、効果及び対象者の適格性を毎年度、実績報告書等で・精査を行い、予算に反映させる。							績報告書等で・精査を		
30:	30年度 各所の補助金について、事業の必要性、公益性、効果及び対象者の適格性を毎年度、実績報告書等で・* 行い、予算に反映させる。						遺報告書等で・精査を			
31:	年度		の補助金につい 予算に反映させ	いて、事業の必要性、公査 ∙る。	益性、効果及	び対象者(の適格性を毎年度、実績	漬報告書等で・精査を		

番号	16	事業	:名	名 国民健康保険直営診療所の経営改善							
担	担当部署			健康対策課							
区	区分		基本施策				推進項目				
			3持#	続可能な財	政運営の確立		○財政健全化の推進				
事	事業の目的							と密接に連携した町民紀 じつつ、経営の健全化の	総健康づくりの拠点とし を目指す。		
現	現一状等		患者がいない 今後	平成26年度は、名和・大山口診療所については黒字を維持している。しかし、いずれの診療所も前年比で患者数が減少している。 大山診療所は、医療機器の公債費の償還が終了したため赤字幅が減少したが、固定医師が確保できていないことから、患者数が減少に歯止めがかかっていない状況にある。 今後、医療機器の更新、人口減少による患者数の減少の進展などから、名和、大山口も直営診療所の経営は厳しくなることが予測されるため、大山診療所の経営を含めた3診療での、連携した経営改善策を講ずることが必要である。							
実	実 施 内 容			3直営診療所のあり方を検証・協議し地域医療の確保を図りながら施設の効果的な活用方法、経営改善 策を検討する。							
					28年度	29	年度	30年度	31年度		
年度毎	取組言	十画等		計画	・診療所健全経営 の展開 ・大山診療所の経営 基盤の確保	・診療所健 の展開 ・大山診療 基盤の確保	・診療所健全経営 の展開 ・大山診療所の経営 基盤の確保	・診療所健全経営 の展開 ・大山診療所の経営 基盤の確保			
			期待される効果等直営診療所の持続可能な財政運営の確立。								
			•		年度毎耳	枚組計画(詳	羊細)				
284	F度	·診療F	沂二一		っことによる経営改善及 なじた診療内容への改き 更新。						
294	・健診業務を充実させることによる経営改善及び固定医の確保(大山診療所)。 ・診療所ニーズに要に応じた診療内容への改善(名和、大山口診療所) ・計画的な医療機器の更新。										
30≇	30年 度 ·診療			参業務を充実させることによる経営改善及び固定医の確保(大山診療所)。 豪所ニーズに要に応じた診療内容への改善(名和、大山口診療所) 動的な医療機器の更新。							
314	F度	·診療F	沂二一		っことによる経営改善及 なじた診療内容への改 更新。						

番号	17	事業	タ陽の丘神田のあり方検討並びに維持管理方法の見直し								
	担当部署		観光商工課								
 	区分			基本施策		推進項目					
	-	<i>,</i> ,	③持続可能な財	す政運営の確立		〇町有財産	産の有効活用と適正処?	分			
事	事業の目的		老朽化が進むオ	老朽化が進む本館施設の今後の利用方法・町としての活用方針について検討する。							
	現状等		老朽化が進み宿泊を伴う施設としては、お客さまに快適な環境で利用してもらう事が難しくなってくることが 考えられる。年々、老朽化に伴う修繕箇所は増え、修繕も大規模なものが見られるようになってきている。こ の施設の今後の展開や計画などの方針を検討・策定することが必要である。								
実 施 内 容			次期の指定管理	/ター機能を損なわない 理業者選考にあたってに 寺管理業務種別を分け	ま町の方針に	こ合致するi	適正維持管理ができる」	民間事業者を選考す			
				28年度		年度	30年度	31年度			
年度領	毎取組言	計画等	評価、今後の計量を表現します。 計画 針について検				新·指定管理業者				
			期待される効果等住民が安心して使える施設を提供できる。施設維持管理費の削減。								
				年度毎月	枚組計画(討	羊細)					
28	年度	指定管	管理業者の実績評価、今後の活用方針について検討。								
29	年度		管理業者の実績評価。 D活用方針に沿った指定管理業者選定。								
30年度											
31	31年度										

番号	18	事	美名	名 町税徴収率の向上							
±	旦当音	『署	税務課滞納対策室								
	,	分			基本施策		推進項目				
	•	<i>א</i>	③持続	③持続可能な財政基盤の構築				〇自主財源の確保			
事	業の	目的			り、公平な徴収を図ると 公平性を維持しつつ徴り				労されることを目指す。		
現	滞納管理システムを活用した債権管理を行い、滞納者に対して催告や呼び出し、徴収員による訪まり、分納誓約に係る計画的な納付を促している。また、担税力の回復の見込みが無いと認められついては、執行停止や欠損処分を行っている。										
滞納管理システムを有効に活用した債権管理により、滞納者管理、滞納整理、滞納処分をマイナンバー制度の実施による滞納管理システムの更新の検討。 従来からの取組みも継続して行い、納税環境を拡充し、滞納者数及び滞納額の縮減に努め、滞納者、滞納額を縮減することにより、人的負担を減らし、早期対応可能な体制を構築する滞納者に対して各種の調査を行うとともに生活困窮者の把握を行い、過払金返還請求や福継ぎ、執行停止、欠損処分を行う。 サービス制限条例の運用の適正化について、関係各課に徹底を図り、町民の納期内納税の図る。 コンビニ納付、クレジット納付、口座振替等の自主納付を推進し、訪問徴収の見直しを図る。定期的に、町報、HPに滞納処分等の記事を掲載し、町民の納税意識向上を図る。							域に努める。 構築する。 情求や福祉関係への引 内納税の意識向上を				
				28年度		294	丰度	30年度	31年度		
年度領	事取 糺]計画等	1	一画	率を現年度分0.1% アップ、滞納繰越額分	率を現年度	こより収納 〒分0.1% 率を現年度分0.1% 内繰越額分 アップ、滞納繰越 5%縮減。		取組強化により収納 率を現年度分0.1% アップ、滞納繰越額分 5%縮減。		
			期待される効果等 自主財源の確保・納税意識の向上								
					年度毎耳	女組計画(詳	細)				
28:	年度	滞納処分る。	□分を実 }を行い ごニ納付	施する。 、滞納繰 t、クレジッ	ことを前提に、滞納者に 滞納者の調査に併せ、 越額の縮減を図る。特に 小納付、口座振替等の ミ施による新たな徴収付	生活困窮者 こ現年度の行 自主納付を	者、財産無、 数収を強化 推進、訪問	所在不明者等の把握な し、新規滞納者を発生な 間徴収を見直す。	させない徴収に努め		
29:	引き続き、取組強化し、徴収率の向上(97.8%)、滞納繰越額の縮減(5%)に努める。 現年度の徴収についても引き続き強化し、新規滞納者を発生させない徴収に努める。 広報、ホームページ等により、滞納処分等の記事を掲載し、納税意識の向上を図るとともに、コンビニ納付等の自 主納付を推進する。 サービス制限条例の運用の適正化について、各課に徹底を図り、町民の納税意識の向上を図る。										
引き続き、取組強化し、徴収率の向上(97.9%)、滞納繰越額の縮減(5%)に努める。 現年度の徴収についても引き続き強化し、新規滞納者を発生させない徴収に努める。 広報、ホームページ等により、滞納処分等の記事を掲載し、納税意識の向上を図るとともに、コンビニ納付主納付を推進する。 サービス制限条例の運用の適正化について、各課に徹底を図り、町民の納税意識の向上を図る。											
31:	引き続き、取組強化し、徴収率の向上(98.0%)、滞納繰越額の縮減(5%)に努める。 現年度の徴収についても引き続き強化し、新規滞納者を発生させない徴収に努める。 広報、ホームページ等により、滞納処分等の記事を掲載し、納税意識の向上を図るとともに、コンビニ納付等の主納付を推進する。 サービス制限条例の運用の適正化について、各課に徹底を図り、町民の納税意識の向上を図る。										

番号	19	事業	財政状況の透明化の推進								
;	担当部署	E	総務課								
Б	<u> </u>	分		基本施策		推進項目					
			③持続可能な	財政運営の確立		〇財政運営の透明性の確保					
#	耳業の目	的		女事情書の作成及び公表 さや、バランスシートの公							
罗	現状等		出した時と決定を基づく財政を	化を図るため、毎年5月 算報告を行った時に概要 4指標(貸借対照表、行政 5備は平成27年度に終了 い。	について同 対コスト計算	時にホーム書、資金収	ページで公表をしている 支計算書、純資産変動	る。新地方公会計制度 計算書)については、			
身	₹施 内	容	だけではなく、 実を図る。 また、財政も	計制度を活用し、現在の 町が保有する資産・負債 、況の公表については、低 公表に配慮する。	等の残高物	[・] 況を総括的	内に公表し、財政状況の)透明化、情報化の充			
				28年度		年度	30年度	31年度			
年度	毎取組訂	十画等	計画	表 ③財政健全化法の指	対応会計システムの 導入 ②予算計上状況の公 表 ③財政健全化法の指 ③財政健全		①平成29年度決算 についてバランスシートによる公表 ②予算計上状況の公表 ③財政健全化法の指標、決算数値の公表	表			
			期待される効果等町財政の透明化、情報化の充実								
				年度毎月	取組計画(記	羊細)					
28	年度	②議会	への予算・決	に基づく会計システムの 算提出時に予算概要と決 化法に基づく指標と全会	:算概要を公	·表する。	報とホームページに掲』	載をし公表する。			
29	①新地方公会計制度に基づく全会計連結ベースの決算状況の公表を行う。 ②議会への予算提出時に予算概要を公表する。 ③決算時に財政健全化法に基づく指標と全会計の決算について、広報とホームページに掲載をし公表する。							載をし公表する。			
①新地方公会計制度に基づく全会計連結ベースの決算状況の 30年度 ②議会への予算提出時に予算概要を公表する。 ③決算時に財政健全化法に基づく指標と全会計の決算につい							載をし公表する。				
31	①新地方公会計制度に基づく全会計連結ベースの決算状況の公表を行う。 ②議会への予算提出時に予算概要を公表する。 ③決算時に財政健全化法に基づく指標と全会計の決算について、広報とホームページに掲載をし公表する。										